

1 飲酒の状況

(1) 飲酒習慣のある者の状況

データ項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
飲酒習慣のある者の割合(20歳以上) (あなたは週に何日位お酒を飲みますかという問いに、毎日、週5～6日、週3～4日、週1～2、月に1～3日と回答した者の割合)	男性:71.0% 女性:46.5%	4年ごとに調査を実施 (次回は平成32年度を予定)			男性:68.5% 女性:44.1%

出典:平成24年 健康に関する世論調査(生活文化局)
平成28年 健康と保健医療に関する世論調査(生活文化局)

(2) 生活習慣病のリスクを高める飲酒者の状況

データ項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
生活習慣病のリスクを高める飲酒者の割合(20歳以上) (1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の割合)	男性:19.0% 女性:14.1%	4年ごとに調査を実施 (次回は平成32年度を予定)			男性:18.9% 女性:15.4%

出典:平成24年 健康に関する世論調査(生活文化局)
平成28年 健康と保健医療に関する世論調査(生活文化局)

(3) 適切な1回当たりの飲酒量の認知度

データ項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
適切な1回当たりの飲酒量の認知度(20歳以上) (週に何日かお酒を飲む人のうち、適切だと思う1回あたりのお酒の量について、男性2合(360ml)未満、女性は1合(180ml)未満と回答した人の割合)	男性:69.3% 女性:46.7%	4年ごとに調査を実施 (次回は平成32年度を予定)			男性:63.1% 女性:38.5%

出典:平成24年 健康に関する世論調査(生活文化局)
平成28年 健康と保健医療に関する世論調査(生活文化局)

(4) 適切な飲酒量にするために工夫している人の割合

データ項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
適切な飲酒量にするために工夫している人の割合(20歳以上)	男性:20.1% 女性:25.5%	4年ごとに調査を実施 (次回は平成32年度を予定)			男性:20.4% 女性:19.0%

出典:平成24年 健康に関する世論調査(生活文化局)
平成28年 健康と保健医療に関する世論調査(生活文化局)

2 アルコールによる健康障害等の状況

(1) 保健所の相談状況

(単位:件)

データ項目	地区	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保健所におけるアルコール関連相談件数 ※1	区部	2,145	1,428	1,374	1,674	1,905
	市町村部	1,906	1,892	1,843	1,854	2,142
	計	4,051	3,320	3,217	3,528	4,047

※1 区部については特別区保健所の合計数、市町村部については八王子市保健所、町田市保健所及び都保健所の合計数

出典:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

(2) 精神保健福祉センターの相談状況

(単位:件)

データ項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神保健センターにおけるアルコール関連相談件数 ※2	2,110	2,157	2,092	2,005	2,210

※2 都立(総合)精神保健センターにおけるアルコール関連(ギャンブル等その他の嗜癖を含む)の相談件数

出典:福祉保健局障害者施策推進部調べ

(3) アルコール依存症者の受療状況

(単位:人)

データ項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アルコール依存症者による入院者数 ※3	703	722	788	801	773
アルコール依存症者による通院者数 ※4	3,876	4,163	4,192	4,793	4,761

※3 各年度6月30日時点での入院者数

※4 自立支援医療を受給して通院している者のうち、アルコール使用による精神及び行動の障害に分類されている者の人数

出典:入院者数は厚生労働省「精神保健福祉資料」、通院者数は福祉保健局障害者施策推進部調べ

(4) 飲酒事故の状況

(単位:件)

データ項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
飲酒事故件数 ※5	205	191	158	202	174

※5 飲酒事故とは、原付以上の運転者が1当となった事故で、その者が飲酒していた場合をいう。

出典:警視庁調べ

3 アルコール健康障害対策 都内における主な相談機関

<保健所>

○概要

精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者や家族、関係者に対する相談や指導を行っており、アルコールを含め依存症についての相談を実施している。

○都内の設置状況

設置者	名称等	所管区域
特別区	各区が設置 (合計 23 か所)	各区
保健所設置市	八王子市保健所	八王子市
	町田市保健所	町田市
東京都	西多摩保健所	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	南多摩保健所	日野市、多摩市、稲城市
	多摩立川保健所	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
	多摩府中保健所	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
	多摩小平保健所	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
	島しょ保健所	島しょ部

<精神保健福祉センター>

○概要

心の健康相談や精神医療に係る相談など、本人や家族等に対し、精神保健福祉相談を行っており、アルコール関連問題を含む依存症等について、電話及び面接による相談、本人向けプログラムや家族講座等を実施している。

○都内の設置状況

設置者	名称	所管区域
東京都	精神保健福祉センター	千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ部
	中部総合精神保健福祉センター	港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
	多摩総合精神保健福祉センター	上記以外の市町村